

呉市教育委員会会議録
(令和5年4月21日定例会)

呉市教育委員会

呉市教育委員会会議録
令和5年4月21日定例会

- 1 開催日時 令和5年4月21日(金) 15:00開会
15:38閉会
- 2 開催場所 754会議室(呉市役所7階)
- 3 出席委員 教育長 寺本有伸
教育長職務代理者 森尾敬介
委員 佐々木元
委員 吉中由美子
委員 辻佑子 欠席委員なし
- 4 出席職員 教育部長 高橋伸治
教育部副部長 森川英司
教育部副部長 石川直之
教育部参事補兼呉高等学校事務長 追原重臣
教育総務課長 横田三奈
学校施設課長 瀧川孝徳
学校教育課長 木屋善貴
学校安全課長 伊藤賀世
学校施設課主幹 丸石大
教育総務課課長補佐 橋本優子
- 5 傍聴者 4人
- 6 日程
(1) 会期決定について
(2) 前回会議の報告
(3) 報告第9号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について
(4) 教議第20号 呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について
(5) 教議第21号 呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について
(6) 教議第22号 呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について
(7) 報告第10号 学校における働き方改革取組方針について

(15:00)

教 育 長 それでは、委員の2分の1以上の出席をいただいておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、これより定例会を開会します。

日程第1の「会期決定について」を議題とします。

お諮りします。会期は、本日1日としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしと認めます。

よって会期は、本日1日と決定されました。

本日の会議録署名委員は、森尾委員・佐々木委員にお願いいたします。

それでは、日程第2の「前回会議の報告」を求めます。

橋本課長補佐 (令和5年3月23日定例会について報告)

報告第9号 新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について

教 育 長 それでは、日程第3の報告第9号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

伊 藤 課 長 それでは、報告第9号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」御説明いたします。

資料1ページを御覧ください。

本件は、既に報道されております呉市立学校における新型コロナウイルス感染症患者の発生状況及び学校の対応についての御報告です。

1の概要を御覧ください。

上の表、令和4年度の状況としましては、陽性者が発生した学校は延べ3,483校、臨時休業、これは、学級閉鎖や学年閉鎖を実施した学校となりますが、これが延べ536校、陽性となった学校関係者は延べ7,104名となっております。また、資料にはございませんが、クラスターは58件、うち9月以降が52件でした。

下の表、令和5年4月1日から4月13日の状況としましては、陽性者が発生した学校は延べ9校、臨時休業を実施した学校はございません。陽性となった学校関係者は10名となっております。

次に、2の学校の対応についてでございますが、令和5年4月1日以降は、国の衛生管理マニュアルVer. 9に基づき対応しております。引き続き、三つの密を避ける、人と人との距離の確保、手洗いなどの手指衛生、換気などの基本的な感染対策、普段と異なる症状がある場合などには登校しないことの徹底、登校時の健康状態の把握に取り組んでおります。

また、(2)にありますとおり、マスク着用の考え方については、令和5年3月22日付けで学校に通知しております。内容としましては、アにありますとおり、児童生徒及び教職員については、学校教育活動に当たって、マスクの着用を求めないこ

とを基本とすることや、ウのマスクの着脱を強いることのないようにすること、エのマスクの着用の有無による差別・偏見などがないよう適切に指導を行うことなどが示されております。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第3の報告第9号「新型コロナウイルス感染症に係る呉市立学校の状況について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。

教議第20号 呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について

教 育 長 次に、日程第4の教議第20号「呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 それでは、教議第20号「呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を御説明します。

議案資料を基に御説明いたしますので、資料7ページをお開きください。

1の改正の趣旨を御覧ください。本改正は、教科用図書の採択に係る手続の適正を確保するための規定の整備を行うため、令和5年度から変更するものです。

本改正は、令和4年3月28日付けで呉市監査委員から教育長へ通知された住民監査請求の監査結果の中で、監査委員の意見として出された内容を踏まえ、行うものです。

2の改正の内容を御覧ください。

(1)教科用図書の採択に係る手続において、これまで選定委員及び調査・研究委員を委嘱としておりましたが、委員としての身分を定めるものではなく、職務命令として指名し、業務に当たらせることとして整理します。

(2)これまで調査・研究委員会を組織することとしておりましたが、より実態に合うようにするため、調査・研究委員の部会を中心に、業務を行うよう改めます。

(3)保護者代表及び学識経験者を選定委員として位置付けておりましたが、今後はオブザーバーとして位置付け、意見をもらうようにします。これをもって幅広い視野からの意見を取り入れることができると考えます。

3の施行期日は、令達の日でございます。

詳細の改正内容につきましては、3ページから6ページに記載しております。改正箇所は、下線を付しておりますので、御確認ください。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第4の教議第20号「呉市教科用図書の採択に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

佐々木委員 住民監査請求の監査結果についての通知と言われましたが、監査請求の内容についても一度説明していただけますか。

木 屋 課 長 監査請求の内容について、もう一度説明をとということですが、それにつきまして

は、令和3年6月22日及び8月5日に開催した選定委員会について、外部委員である学識経験者及び保護者代表に支払われた報償費が違法な支出であるとして、市長及び教育長に賠償させるよう求めるものでございます。

佐々木委員　なぜ、違法な支出であるとの主張がなされたのでしょうか。

木屋課長　請求人の主張によれば、「呉市教科用図書の採択に関する規程」に明記された選定委員会は、地方自治法第202条の3第1項の「附属機関」であり、そうであるならば、条例で設置されなければならないとのことでした。しかし、同選定委員会が条例によらず設置されていることから、その外部委員に支払われた報償費は違法な支出であると主張されたものです。

佐々木委員　その結果、その請求はどのように判断されたのでしょうか。

木屋課長　請求人の主張には理由がないものと判断されました。

吉中委員　この度の改正は、監査委員の意見として出された内容を踏まえてということですが、監査委員からの意見というのは、どのような意見だったのか教えていただけますか。

木屋課長　採択規程に、「諮問、答申、審議」などといったような、一見、当該選定委員会が自治法上の附属機関に該当する組織であるとの誤解を抱かせるような表記がなされた箇所があること、また、市教委の指揮命令下ではなく、意見や助言を求めているだけの外部委員が、他の役割を担う内部委員と同列の選定委員であるかのごとく採択規程の条文において各号列記されているとの意見を受けました。

これらのことから、採択規程については、実態を的確かつ詳細に反映した規定となるよう、所要の見直しを是非検討するよう求められたものでございます。

吉中委員　それらの意見を踏まえて反映した改正ということですね。

辻委員　「調査・研究委員の部会を中心に業務を行うよう改める。」とあるのですが、これまでどおり、丁寧な教科書の調査・研究が行われるということに変わりはないと捉えて大丈夫でしょうか。

木屋課長　調査・研究については、国語、算数といった発行種目ごとに実施をしておりますので、実態に沿って文言を整理したものです。校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭及び講師といった調査・研究委員が、これまでと同様に、丁寧な調査・研究を実施してまいります。

森尾委員　保護者代表と学識経験者につきまして、これまで御自身の立場から意見を述べておられましたが、オブザーバーとして位置付けても、これまでと同様、意見を述べることができるのですか。

木屋課長　これまでは、若干名の保護者代表及び学識経験者の方に選定委員会の委員を務めていただいております。今後は、選定委員会の一員ではなく、選定委員会が会議への出席を求め、その意見を聴くオブザーバーとしての位置付けとなりますが、これまでと同様に、保護者の皆様の声を代表する立場、あるいは学術的な立場から、公正な教科書採択を遂行するための貴重な御意見を述べていただくことで、これまでと同様に変わりはありません。

森尾委員　分かりました。教科書採択事務につきましては、過去の反省を踏まえていただき、これからも慎重かつ適正に進めていってほしいと思います。

よろしく申し上げます。

教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。
(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第21号 呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第5の教議第21号「呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 それでは、教議第21号「呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明します。

資料10ページをお開きください。

本件規則改正は、1の改正の趣旨のとおり、学校運営協議会の設置に係り、所要の規定を整備するため、令和5年度から変更するものです。

2の改正の内容でございますが、第35条の2第1項「学校に学校評議員を置く。」として、全ての学校に学校評議員を置くものとしていたものを、ただし書を加え、学校運営協議会を設置した学校には、学校評議員を置かないことができるものとして整理します。

改正の理由といたしましては、学校評議員が校長の求めに応じ、学校運営に関し個人として意見を述べることに對し、学校運営協議会は、学校運営に一定の権限を持って関与する合議制の機関として意見を述べるという点で、いずれも学校運営の改善・充実等を目的とした組織であるためです。

なお、本件規則改正により、学校運営協議会を設置する呉市立天応学園においては、学校評議員を置かないことができることとなります。

3の施行期日は、公布の日でございます。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第5の教議第21号「呉市立小学校、中学校及び義務教育学校の管理並びに学校教育法の実施に関する規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

教議第22号 呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について

教 育 長 次に、日程第6の教議第22号「呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

横 田 課 長 教議第22号「呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」を御説明します。

資料12ページの議案資料をお願いします。

1の改正の趣旨を御覧ください。

呉市立呉高等学校に配置する事務職員について、主幹、主査及び専門員を加えるものです。

2の改正の内容を御覧ください。

呉市立呉高等学校に配置する事務職員についての規定に、主幹、主査及び専門員を加え、それに関係する字句を加えます。

3の施行期日は公布の日です。

詳細の改正内容につきましては、11ページに記載しております。

改正箇所は、下線で示しておりますので、御確認ください。

説明は、以上です。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第6の教議第22号「呉市立呉高等学校管理規則の一部を改正する規則の制定について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

(なしの声)

教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件については原案のとおり可決してよろしいですか。

(異議なしの声)

教 育 長 御異議なしということで、よって本件は原案どおり決めます。

報告第10号 学校における働き方改革取組方針について

教 育 長 次に、日程第7の報告第10号「学校における働き方改革取組方針について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

木 屋 課 長 報告第10号「学校における働き方改革取組方針について」報告いたします。

別冊の資料となっております「学校における働き方改革取組方針」の1ページ、1の改定の趣旨を御覧ください。

本方針につきましては、平成30年11月に策定し、「児童生徒と向き合う時間の確保」及び「長時間勤務の縮減」に向けた取組を進めてまいりました。

令和2年5月に改定した本方針は取組期間を令和4年度末までとしており、この度、これまでの進捗状況を踏まえ、再度改定するものです。

2ページの「呉市の学校における働き方改革の現状」を御覧ください。

1の「令和2年度から令和4年度までの目標・成果指標の達成状況」の目標・成果指標では、(1)児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員の割合

を、令和4年度末には80%以上とする、に対して、令和4年度は84.5%でした。また、(2)時間外在校等時間を原則年360時間以内及び月45時間以内とする、に対して、3ページにあります、令和4年度は、月45時間超の教職員の割合が32.7%でした。

3ページの2「現状分析と課題」を御覧ください。表の1「児童生徒と向き合う時間が確保できていると感じる教職員の割合」の「小・中・高等学校」を見ていただくと、令和元年度に肯定的な回答をした教職員は65.9%でしたが、令和4年度には84.5%となり、18.6ポイント上昇しております。

6ページを御覧ください。表の6「月当たりの時間外勤務が45時間以内の者の割合」の「小・中・高等学校」を見ていただくと、令和元年度は54.3%でしたが、令和4年度は67.3%となり、13ポイント上昇しておりますが、いまだ7割弱という現状です。

8ページの「現状分析」を御覧ください。児童生徒と向き合う時間の確保80%の達成の要因としては、学校における働き方改革の本来の目的や、その効果などについて、教職員の理解や意識の浸透が図られていること、各学校の実態に応じた業務改善の取組が、教職員の意識統一の下、着実に推進されていることが挙げられます。

また、時間外在校等時間の状況についての未達成については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業や学校行事の中止等により、一時的に時間外在校等時間は縮減されましたが、更なる業務の改善、縮減が必要であること、管理職によるマネジメントの更なる徹底と、教職員一人一人のタイムマネジメントスキルの向上が必要であると考えております。また、ICTの活用、教材の共有化といった取組の更なる推進も必要であると考えております。

10ページを御覧ください。こうした現状を踏まえ、学校の働き方改革を更に進めてまいります。目標・成果指標としては、引き続き、(1)児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる教職員の割合を、80%以上とする。(2)時間外在校等時間を、原則年360時間以内及び月45時間以内とするとしています。

(1)について引き続き80%以上とした理由としましては、令和3年度、4年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、コロナ禍以前と同様の教育活動を行うことが困難な状況であったことによるものです。ただし、令和5年度以降も成果指標は80%以上としながらも、教職員の意識を更に高め、取組を推進してまいります。

続いて(2)については、先ほど申し上げたとおり、達成状況が7割弱である現状を踏まえ、継続することとしています。

11ページの「取組の柱・重点的に取り組む項目」を御覧ください。枠の中にあります(1)から(4)に示した四つの視点を柱とし、それぞれに重点を定めて取組を進めてまいります。

最後になりますが、16ページにあります6の「フォローアップ」を御覧ください。学校における働き方改革に向けた取組の着実な実行を図るため、勤務実態の調査や取組の検証を行い、必要があれば、改めて方針を見直してまいります。

説明は、以上でございます。

教 育 長 ただいま、事務局から日程第7の報告第10号「学校における働き方改革取組方針について」の説明がありましたが、これについて、御質問、御意見がありましたらお願いいたします。

吉 中 委 員 指標として「児童生徒と向き合う時間を確保されていると感じる。」と「長時間

勤務の縮減」の二つ挙げられています。長時間勤務については年360時間、月45時間と、分かりやすい指標になっていますが、「児童生徒と向き合う時間が確保されていると感じる。」という基準、これは個人によって異なると思いますが、何か質問の中で「こういう状態だと感じる。」とか「こういう状態だと感じない。」というような統一したラインはあるのでしょうか。

木 屋 課 長 児童生徒と向き合う時間の確保というところで申し上げますと、授業、授業準備、教材研究、週案これは週の予定です、指導案、部活動、個別指導これは学習の指導であったり、進路指導になりますが、こういったものの定義に基づいて、それぞれの教職員が個人でアンケートに回答するようになっております。この数値がこれに当たります。

吉 中 委 員 それぞれお示しいただいた項目について、しっかりと時間が確保できているというのを「感じているか」「感じていないか」というところで、総合的に見て個々が判断されているということですね。

それであれば、今回の80%以上ということで、大部分の方が業務に対して十分時間が取れていると感じているということですので、良い評価だなと思います。

「児童生徒と向き合う時間」という言葉を見たときに、保護者の立場として、向き合う時間というのが、対話の時間とか、そのように受け止めてしまったので、その他のものがちゃんと含まれているということが分かり安心しました。

佐々木委員 働き方改革の方針がないと、現場の取り組み方もどうしたらよいか分からないと思います。非常に難しいところもあると思います。具体的に何が負担になっているのか、長時間勤務の原因を各学校で検証して、それによって現実的な解決策をとっていただくということが必要だと思います。

生徒指導など学校の時間が終わってからでないと、生徒に関わる時間、保護者対応や生徒からの相談などは難しいのではないかと思います。この指針を基準にして各学校の方で取り組んで行くことが大事になるのではないかと思います。

教育というのは学校教育、社会教育があり、教育の一体化というのは必要ではないかと改めて市長部局の方にも言っていくべきではないかと思います。

辻 委 員 先生方も工夫をされながら、日々子供たちの学びを進めて行っているということで、私も一母親としてとてもありがたいなと思っております。

本当に先生方が大変な中で時間を上手に使っていくために、こちらにも書かれている教材の共有化や、先生方同士でもできるだけ子供たちに関わる時間を確保するために省力化するなど、工夫していくことはとても大事なことだと思います。そういったところを実際に共有化できているのかとか、先生方が共有化できるものを知っているのかとかを教えてください。

木 屋 課 長 教材等の共有化についてですが、市内全ての児童・生徒にタブレット端末を配布しております。そのタブレット端末の中に「ロイロノート」というアプリがありまして、そのアプリには教材として使用したものを保存する資料箱というものがあり、教材等を保存しております。その保存箱は先生方が自由に入り、見ることができますので、それを参考にしたり、活用することができます。

このようなことも、教育委員会事務局から発信しながら共有化を図っているところですので。教材や指導案など先生方と共有し、活用することで時間が縮減できるよう、環境整備を続けていきたいと考えております。

- 辻 委 員 引き続き、よろしく申し上げます。
- 森 尾 委 員 教職員一人一人のタイムマネジメントスキルを高めるとありますが、それについて、どのようなお考えか伺います。
- 木 屋 課 長 スキルを高めるための取組としましては、いろいろな工夫をしておりますが、例えば週に1日は定時退校日を設定し、その時刻までに業務を計画的に終わらせて帰るなど、多くの学校で取り組んでおります。これは一つの例ですが、時間を有効に使うために業務に優先順位を付ける。管理職に対してはそういった声掛けや指導助言を行うような意識付けを、教育委員会事務局として積極的に働き掛けていきたいと考えております。
- 森 尾 委 員 時間外勤務の縮減については、物事を遂行するための技量などを高めることということになると思いますが、大変な取組だと思います。良い方向へ進むように期待しています。
- 教 育 長 ほかに御発言はありませんか。
(なしの声)
- 教 育 長 御発言なしということで、それでは、本件についてはこの程度とします。
以上で定例会を閉会します。
(15:38)

上記のとおり，会議の次第を記載して，その相違ないことを証するため，ここに署名する。

（ 教育長 寺 本 有 伸 ）

（ 委 員 森 尾 敬 介 ）

（ 委 員 佐々木 元 ）

（令和5年4月21日定例会）